

合 併 協 定 書

1 合併の方式

合併の方式は、石岡市及び新治郡八郷町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、石岡市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、石岡市大字石岡3165番地2（現在の石岡市役所）に置く。

5 財産の取扱い

両市町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

① 両市町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後19か月引き続き新市の議会の議員として在任する。

② 新市の議会の議員の定数は、30人とする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

① 両市町の選挙による委員であったものは、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

② 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定による新市の選挙による委員の定数は、30人とする。

8 地域審議会、地域自治区及び合併特例区の取扱い

① 合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会は、設置しないものとする。

② 合併特例法第5条の5第1項の規定に基づく地域自治区は、設置しない

ものとする。

- ③ 合併特例法第5条の8第1項の規定に基づく合併特例区は、設置しないものとする。

9 地方税の取扱い

両市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 法人市民税は、制限税率を採用する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成17年度及び平成18年度は、現行の税率を採用する。
- ② 軽自動車税の関連事項として、ナンバープレートの再交付に係る弁償金については、1件200円とする。
- ③ 都市計画税については、合併時に石岡市の制度に統一する。ただし、納期は、固定資産税と同一とする。
- ④ 入湯税については、合併時に八郷町の制度に統一する。
- ⑤ 個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、平成17年度分は現行の納期とし、平成18年度から統一する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

- ① 両市町の一般職の職員は、新市の職員として引き継ぐものとする。
- ② 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- ③ 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一する。
- ④ 給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。

11 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員については、その配置、人数、任期及び報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- ① 常勤の特別職の任期等については、法令の定めるところによる。給料月額は、現行金額及び同規模の自治体の例などをもとに調整する。
- ② 議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を参考に調整する。
- ③ 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例などをもとに調整する。
- ④ その他の条例等で定める特別職については、現在両市町において共に設置されており、新市において引き続き設置する必要のあるものは原則とし

て統合する。両市町のうちいずれかの市又は町にのみ設置されているものについては、その必要性を判断して調整する。委員数、任期、報酬額等は、現行の制度をもとに調整する。

12 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- ① 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- ② 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- ③ 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

13 事務組織及び機構の取扱い

- ① 現在の石岡市役所を本庁とし、八郷町役場を総合支所とする。
- ② 新市の組織及び機構については、次の事項を基本として合併時までに調整するものとする。ただし、新市においては、常にその組織機構を見直し、効率化に努め、規模や配置等の適正化を図るものとする。
 - ア 住民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織機構
 - イ 住民の声を適正に反映することができ、住民が利用しやすく分かりやすい組織機構
 - ウ 簡素で効率的な組織機構
 - エ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
 - オ 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織機構
 - カ 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構

③ 個別調整方針

- ア 本庁及び総合支所の組織整備方針は、次のとおりとする。
 - (ア) 本庁は、新市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。
 - (イ) 総合支所は、現在の八郷町の区域を所管区域とすることを基本とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合的な行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興を図る。
 - (ウ) 既存の出張所については、住民サービスの維持向上面を考慮し、存続する。
- イ 組織については、部制をとっている石岡市の例を基本とし、調整する。

14 一部事務組合等の取扱い

- ① 霞台厚生施設組合及び湖北水道企業団については、石岡市は合併の日

の前日に脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。

- ② 新治地方広域事務組合については、八郷町は合併の日の前日に脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。ただし、消防業務及び介護保険業務については、新市において実施するものとする。
- ③ 石岡地区営農研修センター、石岡地方斎場組合、湖北環境衛生組合、土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合、茨城県市町村総合事務組合及び茨城租税債権管理機構については、両市町は合併の日の前日に脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。
- ④ つくば市並びに筑波郡及び新治郡町村等公平委員会については、八郷町は合併の日の前日に脱退するものとする。
- ⑤ 石岡市及び事務組合公平委員会については、石岡市は合併の日の前日に脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。
- ⑥ 土浦石岡地方広域市町村圏協議会については、両市町は合併の日の前日に脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。

15 使用料、手数料等の取扱い

- ① 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、新市における住民の一体性の確保や住民負担の公平性の観点から、できる限り統一するよう努めるものとする。
- ② 手数料については、サービスに対する適正な負担額を検討し、合併時に統一するよう努めるものとする。

16 公共的団体等の取扱い

- ① 両市町においてそれぞれ出資している（財）石岡市開発公社及び（財）八郷町産業文化事業団については、当面現行のとおりとし、新市においてそのあり方について調整するものとする。
- ② 公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備を基本に調整に努めるものとする。
 - ア 両市町共通の団体については、新市の一体性を保つため、統合又は再編できるよう調整に努める。
 - イ 両市町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

17 補助金、交付金等の取扱い

両市町の補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次のとおり調整するものとする。

- ① 団体に係るもの
 - ア 両市町で同一又は同種の補助金、交付金等については、関係団体の理

解と協力を得て統一の方向で調整する。

イ 両市町で独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、新市において調整する。

② 事業に係るもの

ア 両市町で同一又は同種の補助金、交付金等については、制度の統一化に向け調整する。

イ 両市町で独自の補助金、交付金等については、事業の実績を踏まえ、新市において市域全体の均衡を保つよう調整する。

18 町名・字名の取扱い

両市町の町名、字名及び区域の取扱いは、原則として、その地域の文化や歴史的背景等を考慮し、現行のまま存続させることとする。ただし、「大字」を削除した名称に変更する。

19 慣行の取扱い

① 市章、市民憲章、市の花、木、鳥等については、新市において新たに制定するものとする。

② 名誉市民制度及び表彰制度については、新市において新たに制定するものとする。ただし、既存の名誉市民の取扱いについては、新制度制定時に検討するものとする。

③ 都市宣言については、新市において検討するものとする。

20 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおり調整するものとする。

① 国民健康保険の税率については、平成17年度はそれぞれ現行の税率を適用し、平成18年度以降は療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額を算出した上で、税率を統一する。

② 賦課限度額については、基礎530,000円、介護80,000円とする。

③ 賦課期日は4月1日とする。納期は石岡市の例によることとし、各期の納期限日は地方税の期限に準ずる。

④ 基金については、過去3か年間における保険給付費の平均年額の5%を目標に、新市において積み立てる。

⑤ 保険の給付内容については、現行のとおりとする。ただし、葬祭費については、合併時に石岡市の例により統一する。

⑥ 高額療養費貸付については、合併時に石岡市の例により統一する。

⑦ 国民健康保険運営協議会については新市において新たに設置し、委員の定数等については合併時まで調整する。

- ⑧ 健康づくり事業における検診補助事業については、合併時まで調整する。なお、契約医療機関については、両市町が契約している医療機関とする。
- ⑨ 無受診世帯の表彰については、新市において統一する。

21 介護保険事業の取扱い

- ① 介護保険事業については、新市が保険者となり単独で運営するものとする。なお、八郷町の介護保険事業は、新治地方広域事務組合から引き継ぐものとする。
- ② 介護保険事業計画については、平成17年度は石岡市及び新治地方広域事務組合の八郷町部分の事業計画の集合をもって、新市の事業計画とし、平成18年度以降の事業計画は新市において見直しを行い、策定する。
- ③ 介護保険事業計画策定委員会については合併時に設置し、介護保険運営協議会については新市において設置を協議する。
- ④ 第1号被保険者の保険料については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降については新市において調整する。
- ⑤ 第1号被保険者の保険料の普通徴収の納期については、合併後に6期に統一し、4月からの偶数月とする。ただし、平成17年度分については、現行の納期とする。
- ⑥ 市町村特別給付事業については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降については新市において調整する。

22 消防、防災事業の取扱い

- ① 交通安全・防犯・防災事業の取扱い
 - ア 交通安全対策及び環境の整備は、新市において調整するものとする。
 - イ 交通安全関係機関、団体等については、新市において調整するものとする。
 - ウ 防犯灯については、平成17年度は現行のとおりとし、翌年度までに統一する。
 - エ 地域防災計画は、新市において速やかに策定するものとする。ただし、防災無線については、当面現行のとおり運用するものとする。
- ② 常備消防組織及び業務の取扱い
 - ア 常備消防に関する業務については、合併時から単独で処理するものとする。
 - イ 組織については、合併時まで調整するものとする。
- ③ 非常備消防業務の取扱い
 - ア 消防団については、当面現行のとおり運用し、新市において調整し、統合再編するものとする。

イ 消防団の報酬、手当等については、合併時まで統一するものとする。

23 各種事務事業の取扱い

(1) 行政連絡機構

行政連絡機構については、新市においても設置する。

ただし、行政連絡機構の基盤となる自治会、行政区、町内会等の組織は、各地域の住民が歴史的背景及び様々な活動実績等を踏まえ現在に至ったものであり、両市町ともその体系を異にすることから、当面は現行のとおりとし、住民と行政との連携が図れるよう、自治会、行政区、町内会等の組織と協議し、合併後1年を目途に調整するものとする。

(2) 電算システム事業

- ① 基幹電算システムは、既存のシステムを有効活用しながら住民サービスの低下を招かないように、合併時まで統合するものとする。
- ② その他のシステムについては、業務内容に合わせてシステムを検討し、統合を図るものとする。

(3) 広報広聴関係事業

- ① 新市の広報紙は、毎月発行するものとする。
- ② 広報紙の視覚障害者対応は石岡市の制度、PDF化は八郷町の制度を基準に、合併時まで調整するものとする。
- ③ 新市の市勢要覧は、合併後、早い時期に作成するものとする。
- ④ 広聴関係の首長への便り、行政相談及びインターネットの事務は、合併時まで調整するものとする。
- ⑤ 広聴関係のまちづくり談義、懇談会、住民相談及び行政モニター制度は、合併後、新たに決定するものとする。

(4) 納税関係事業

- ① 納税組合制度は、合併時に廃止する。
- ② 八郷町の前納報奨金制度については、合併時に廃止する。
- ③ 口座振替制度については、石岡市の制度に統一する。
- ④ 収納嘱託員制度については、合併時に石岡市の制度に統一する。
- ⑤ 住民税の申告受付については、住民の利便性を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(5) 窓口業務

窓口業務については、次のとおり住民サービスの低下を招かないよう調

整するものとする。

- ① 本庁、総合支所、出張所等の窓口業務については、合併時までに窓口業務の統一を図るものとする。
- ② 休日、祝日、夜間、昼休み等の対応については、合併時までに調整を図るものとする。

(6) 保健衛生事業

- ① 保健衛生事業については、次のとおり調整するものとする。
 - ア 保健センターについては、住民サービスが低下しないよう調整し、新市に引き継ぐものとする。
 - イ 石岡市緊急診療所、在宅当番医制度及び石岡地域病院群輪番制については、現行を基本に新市に引き継ぐものとする。
 - ウ 老人保健事業については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に統一する。
 - エ 予防接種事業及び結核予防事業については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に統一する。
 - オ 健康づくり事業については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に統一する。
 - カ 精神保健事業については、合併時までに調整し、新市全域を対象に実施するものとする。
 - キ 母子保健事業については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に統一する。
 - ク 献血推進事業については、合併時までに調整し、新市全域を対象に実施するものとする。
- ② 各種協議会等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら調整するものとする。

(7) 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、障害者の自立と社会参加を促進するため引き続き事業を推進し、障害者福祉の充実を図ることを基本に次のとおり調整するものとする。

- ① 法定事項に関する事務については、法に基づき現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、在宅心身障害児福祉手当の支給月は、9月及び3月の2回とする。
- ② 国県の制度に基づく事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - ア 在宅心身障害者福祉作業所については、合併時までに調整し、新市全域を対象に引き継ぐものとする。

イ 心身障害者生活ホーム運営費補助については、新市において調整する。

ウ 身体障害者デイサービス事業については、合併時に石岡市の例により統一する。

③ 支援費制度については、国の制度に基づく事業であることから、現行のどおり新市に引き継ぐものとする。

④ 市町村単独事業については、原則として合併時までに調整し、新市全域を対象に実施するものとする。

ア 難病患者等短期入所事業、難病患者等日常生活用具給付事業及び外国人重度障害者福祉手当については、新市において調整する。

イ 障害者住宅整備資金貸付事業については、新市において調整するものとする。

⑤ 障害者福祉に関する計画については、新市において見直し、策定するものとする。

(8) 児童福祉事業

児童福祉事業については、少子高齢化社会に配慮し、児童福祉の充実を図ることを基本に、次のとおり調整するものとする。

① 法定事項に関する事務については、現行のどおり新市に引き継ぐものとする。

② 国県の制度に基づく事業については、現行の実施方法を基本に新市に引き継ぐものとする。

ア 放課後児童クラブについては、当面現行のどおりとし、引き続き適切な運営が行えるよう、新市において調整するものとする。

イ 家庭相談員及び母子自立支援員については、新市の福祉事務所に設置する。

③ 市町村単独事業については、子育て支援の充実のために現行制度を基本として合併時までに調整し、新市全域を対象に実施するものとする。

④ 次世代育成支援計画については、新市において見直し、策定するものとする。

⑤ 児童厚生施設で実施している各種事業については、現行のどおり新市に引き継ぐものとする。

⑥ 市町村単独医療費助成制度については、現行のどおり新市に引き継ぐものとする。

(9) 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、高齢社会を迎え、健康で生き生きとした生活が送れるよう引き続き事業を推進し、高齢者福祉の増進を図ることを基

本に次のとおり調整するものとする。

- ① 養護老人ホーム入所措置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ② 敬老会事業の敬老祝金、敬老記念品の贈呈及び敬老会の開催については、平成17年度は現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
- ③ 国県の制度に基づく事業については、合併時まで調整し、合併後、新市全域を対象に実施するものとする。
 - ア 地域型在宅介護支援センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - イ 訪問理美容サービス事業及び家族介護用品支給事業については、平成17年度は現行のとおりとし、新市において老人保健福祉計画の見直しに合わせ、調整するものとする。
 - ウ 老人クラブ助成事業については、平成17年度は現行のとおりとし、新市において調整する。
- ④ 地域ケアシステム推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑤ 元氣わくわく支援事業については、合併時まで調整し、合併後、新市全域を対象に実施するものとする。
- ⑥ 市町村単独事業については、原則として合併時まで調整し、新市全域を対象に実施するものとする。
 - ア 高齢者ふれあいの家設置事業については、新市において調整するものとする。
 - イ 福祉電話貸与事業、福祉専門従事者奨励金貸与事業及び外国人高齢者福祉手当については、新市において調整するものとする。
 - ウ 高齢者住宅整備資金の補助・貸付事業については、新市において調整するものとする。
- ⑦ 特別養護老人ホーム「のぞみ」については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑧ 老人保健福祉計画については、新市において見直し、策定するものとする。

(10) 保育事業

保育事業については、子育てしやすい環境づくりに配慮し、調整に努めるものとする。

- ① 保育所については、次のとおり調整するものとする。
 - ア 保育所及び定員、公立保育所送迎バスについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

- イ 公立保育所の保育時間及び給食については、合併時まで調整する。
- ② 保育料については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に統一する。
- ③ 国県の補助制度に基づく事業については、合併時まで調整し、新市全域を対象に実施するものとする。
- ④ 市町村単独事業については、合併時まで調整し、新市全域を対象に実施するものとする。

(11) 建設関係事業

- ① 道路事業については、次のとおり調整するものとする。
 - ア 市道及び町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、継続事業については、新市において引き続き実施する。
 - イ 道路整備基準等については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。
 - ウ 道路維持管理については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。
- ② 準用河川については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ③ 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、家賃については、両市町の立地係数の統一により負担増となる場合は、平成17年度及びこれに続く3年度間で負担調整を行うものとする。

(12) 都市計画事業

- ① 都市計画マスタープラン等については、新市において新たに策定するものとする。なお、新市の計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- ② 都市計画区域、区域区分及び用途地域については、当面は現行のとおりとし、新市において一体的なまちづくりを進めるために調整するものとする。
- ③ 地区計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ④ 都市計画道路、都市公園、駐車場等の都市施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑤ 土地区画整理事業については、新市において引き続き実施するものとする。

(13) ごみ収集運搬業務事業

- ごみ収集運搬業務事業については、次のとおり調整するものとする。
- ① 一般廃棄物処理計画については、新市において速やかに策定するものとする。

- ② 収集方式については、現行のとおりとし、新市においては、現在の八郷町の区域でも粗大ごみと廃家電4品目の訪問回収を有料で行う。
- ③ 収集区域については、現行の処理施設で取り扱う区域とする。
- ④ 回収頻度については、現行のとおりとする。
- ⑤ 分別方法については、現行のとおりとする。
- ⑥ 一般廃棄物収集運搬業の許可については現行のとおりとし、業務委託については新市において調整するものとする。
- ⑦ ごみ集積所の設置承認基準については、新市において調整するものとする。
- ⑧ し尿処理及び浄化槽汚泥収集については、浄化槽汚泥は現行のとおりとし、し尿は新市において現金による徴収に統一する。

(14) 農林水産関係事業

- ① 農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新たに策定するものとする。
- ② 農業振興地域整備計画において定める農用地区域は、当面現行のとおりとし、新市において策定する農業振興地域整備計画に合わせて調整するものとする。
- ③ 融資に関する利子補給事業については、引き続き新市において実施するものとする。ただし、両市町で実施している独自の利子補給事業については、合併時まで調整する。
- ④ 米の生産調整関係事業については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に統一するものとする。
- ⑤ 土地改良関係事業及び関係組織については、当面現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において統一に向けて調整を図るものとする。
- ⑥ 土地改良関係事業に係る受益者負担については、当面現行のとおりとし、新市において調整を図るものとする。ただし、霞ヶ浦用水農業水利事業受益者負担金及び石岡台地農業水利事業受益者負担金に対する助成制度については、八郷町の制度に統一する。
- ⑦ 農事関係組織、病虫害駆除、市民農園等の農政関係事業については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。ただし、有害鳥獣捕獲事業については、八郷町の制度に統一する。
- ⑧ 経営基盤強化促進事業等については現行のとおりとし、認定農業者の取扱いについては新市に引き継ぐものとする。ただし、認定基準については、新市において調整する。
- ⑨ 畜産関係事業及び園芸関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、畜産環境対策事業については八郷町の制度に統一し、補助率については新市において調整する。

- ⑩ 林業関係事業及び漁業関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑪ 標準小作料及び農作業標準賃金については、平成17年度は現行のとおりとし、新市において地域性に配慮し、改定するものとする。

(15) 商工・観光関係事業

- ① 商工業関連事業については、中小企業の育成及び振興並びに商店街の活性化を図るため、当面現行のとおりとし、拡大又は統一すべきものについては、新市において調整するものとする。
 - ア 市町村金融制度については、石岡市の例により合併時に統一する。
 - イ 勤労者対策については、石岡市の制度を基本として新市全域を対象に実施する。
 - ウ 商店街関係事業については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に石岡市の例により統一する。
- ② 観光関連事業については、地域の活性化と地域経済の発展に寄与するよう引き続き観光振興を図るものとする。
 - ア 観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
なお、施設の管理については、新市において調整する。
 - イ 各種イベント等については、当面現行のとおりとし、新市において地域の特性や経過、必要性などに配慮し、調整する。

(16) 上水道事業

- ① 八郷町上水道事業及び石岡市簡易水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、次のとおり調整するものとする。
 - ア 上水道事業及び簡易水道事業については事業の性格が異なることから、加入金及び水道料金は現行のとおりとする。
 - イ メーター使用料及び手数料については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
 - ウ 検針業務は、当面現行のとおりとし、合併後に統一するよう調整するものとする。
 - エ 上水道料金等の減免基準については、合併時まで調整する。
- ② 湖北水道企業団上水道事業については、現行のとおりとする。

(17) 下水道事業

- ① 公共下水道事業については、次のとおり調整するものとする。
 - ア 公共下水道事業については現行のとおり新市に引き継ぎ、事業計画は新市において策定する。
 - イ 使用料については、当面は現行のとおりとし、新市において算定方

法等の統一も含め、調整する。

ウ 受益者負担金については現行のとおりとし、減免基準については合併時まで調整する。ただし、負担金納入組合については、合併時に廃止する。

エ 水洗便所改造資金融資あつ旋、利子補給及び助成制度については、合併時まで調整する。

② 農業集落排水事業については、次のとおり調整するものとする。

ア 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

イ 使用料については、当面は現行のとおりとし、新市において算定方法等の統一も含め調整する。なお、減免基準については、合併時まで調整する。

ウ 受益者分担金については、現行のとおりとする。なお、減免基準については、合併時まで調整する。

③ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の各種手数料については、合併時に統一するよう調整する。ただし、設計審査及び工事完了検査手数料については、合併時に廃止する。

(18) 市町村立学校（園）の通学区域

① 市町村立学校（園）の通学区域については、現行のまま新市に移行し、合併後、児童生徒の状況や地域の実情を踏まえながら検討するものとする。

② 区域外就学及び指定校変更については、合併時に石岡市の制度に統一するものとする。

(19) 学校教育関係事業

学校教育関係事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次のとおり調整するものとする。

① 学校教育関係

ア 就学奨励補助については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に石岡市の制度に統一する。

イ 奨学資金については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。

ウ バス通学補助については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。また、通学バス運行については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

エ 教育相談については、学校の実情を踏まえながら、新市において調整する。

オ 就学時健康診断については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に石岡市の制度に統一する。また、児童生徒の健康診断については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に検査項目及び検査対象を統一する。

カ 学校医等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、報酬については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に統一する。

キ 子どもを守る110番の家と防犯ベル配布については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。

② 幼稚園関係

ア 公立幼稚園の運営及び就園奨励費については、現行のとおりとする。

イ 私立幼稚園の保護者補助及び就園奨励費については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。

③ 学校等の施設については、新市において施設整備計画を策定し、整備に努めるものとする。

(20) 学校給食事業

① 調理方式や施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

② 給食費については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に統一する。

(21) 生涯学習関係事業

① 生涯学習推進計画等については、新市において策定するものとする。ただし、新市の計画等が策定されるまでの間は、現行の計画等を新市に引き継ぎ、運用する。

② 社会教育関係事業については、次のとおり調整するものとする。

ア 生涯学習推進事業については、平成17年度は現行のとおりとし、新市において調整する。

イ 社会教育事業については、平成17年度は現行のとおりとし、新市において調整する。

ウ 芸術文化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、同一あるいは同種の事業については、新市において調整する。

エ 成人式については、平成17年度は現行のとおりとし、新市において調整する。

オ 七五三については、平成17年度は現行のとおりとし、新市において調整する。

③ 公民館事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、同一あるいは同種の事業については、新市において調整する。

- ④ 図書館事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ⑤ 文化財保護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
ただし、同一あるいは同種の事業については、新市において調整する。
- ⑥ 社会体育関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
ただし、種目及び実施方法等については、新市において調整する。
- ⑦ 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、管理体制の統一を図るとともに、施設予約システム及び指定管理者制度等の導入を検討するものとする。
- ⑧ 文化施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

24 新市建設関係

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

石岡市及び新治郡八郷町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年
法律第6号）第3条第1項の規定に基づく石岡市・八郷町合併協議会
において、上記のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに署名
調印する。

平成17年3月7日

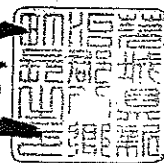
石 岡 市 長

横 田 凱 夫



八 郷 町 長

菊 地 武 雄

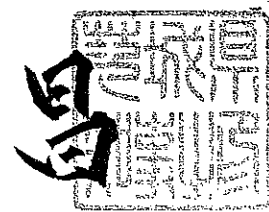


人 会 立

茨城県知事

橋

本



合併協議会委員
石岡市議会議員

久保田健一郎

合併協議会委員
石岡市議会議員

鈴木行雄

合併協議会委員
石岡市議会議員

亀井比志子

合併協議会委員
石岡市議会議員

上野榮一

合併協議会委員
石岡市議会議員

磯部延久

合併協議会委員
石岡市議会議員

鈴木せつ子

合併協議会委員
石岡市学識経験者

大和田達郎

合併協議会委員
石岡市学識経験者

浅野千秋

合併協議会委員
石岡市学識経験者

岩崎恒男

合併協議会委員
石岡市学識経験者

井坂日出代

合併協議会委員
八郷町議会議員

新山公之

合併協議会委員
八郷町議会議員

山田保

合併協議会委員
八郷町議会議員

入江貞一

合併協議会委員
八郷町議会議員

中村茂夫

合併協議会委員
八郷町議会議員

鈴木米造

合併協議会委員
八郷町議会議員

川井貞夫

合併協議会委員
八郷町学識経験者

佐々木 明

合併協議会委員
八郷町学識経験者

櫻井 仁博

合併協議会委員
八郷町学識経験者

前 沢 繁 一

合併協議会委員
八郷町学識経験者

小松崎 叔 江

合併協議会委員

茨城県県南地方総合事務所長

諏訪原 守

合併協議会委員

茨城県総務部市町村課長

藤咲 康二